

奨励賞規程

第1条 趣旨

本規定は、定款第4条に基づき授与する日本統合医療学会（以下「本会」という）奨励賞（英文名：Integrative Medicine Japan Young Investigator Award）（以下「奨励賞」という）について定める。

第2条 受賞の対象

1. 奨励賞は、統合医療研究の進歩に寄与する顕著な研究を本学会学術大会にて発表し、将来発展の期待される本会会員に対し授与する。ただし、研究業績はその主要な部分が日本国内で行なわれたものに限る。
2. 当該年の4月1日において45歳以下の本会会員とする。
3. 奨励賞授賞者は毎年原則3名以下とする。

第3条 選考

奨励賞は毎年開催される日本統合医療学会学術大会における学術講演発表者を対象として、学術大会等あり方委員会で決定する。奨励賞授賞者の選考は、別に定める「奨励賞選考規程」による。

第4条 授賞式及び学会誌への投稿

1. 学術賞授賞者には賞状及び3万円相当の副賞を贈る。
2. 学術賞授賞者が、授賞業績に関する発表を海外で行う場合、授賞者の希望に応じて、授賞後1年間、1回に限り、15万円を上限として渡航費の一部を補助することができる。但し、補助の実施、補助の金額は業務執行理事会の協議により決定する。
3. 学術賞授賞者は、日本統合医療学会誌に授賞業績に関する総説を投稿する。なお、この投稿に関する掲載料は免除する。

第5条 変更

本規程の変更は理事会の議を経たのち、総会にて報告するものとする。

附則

この規程は2024年9月16日より施行する。